

軽課税率について（グリーン化特例が適用された車両の税率）

令和5年4月1日から令和8年3月31日（概ね25%軽減は令和7年3月31日まで）の期間に最初の新規検査を受けた車両で、排出ガス性能及び燃費機能の優れた環境負荷の小さいものについて、検査を受けた日の属する年度の翌年度分のみ軽自動車税を軽減する特例措置が適用されます。

《対象車及び軽減割合》

対象車及び要件			税率の軽減割合
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排ガス規制窒素酸化物10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合）			（ア）概ね75%軽減
乗用営業用車のうち ・ガソリン車 ・ハイブリッド車 （平成17年排ガス基準75%低減達成車（★★★★）又は平成30年排ガス基準50%低減達成車に限る）	燃費性能		
	乗用	令和2年度燃費基準 ＋ 令和12年度燃費基準90%達成	（イ）概ね50%軽減
		令和2年度燃費基準 ＋ 令和12年度燃費基準70%達成	（ウ）概ね25%軽減

※燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

車種区分			税 率（年額）		
			（ア）税率を概ね 75%軽減	（イ）税率を概ね 50%軽減	（ウ）税率を概ね 25%軽減
三輪の軽自動車			1,000円	2,000円	3,000円
四 輪	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	無し	無し
	貨 物	営業用	1,300円	無し	無し
		自家用	1,000円	無し	無し